

ちばコラボ大賞特別賞賛同パートナー 募集要項

千葉県環境生活部県民生活課

(目的)

第1条 この要項において、ちばコラボ大賞特別賞（以下、「特別賞」という。）及び特別賞賛同パートナー（以下、「賛同パートナー」という。）について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 賛同パートナーの募集は、千葉県環境生活部県民生活課（以下、「県民生活課」という。）が行うものとする。

(特別賞)

第3条 この要項において特別賞とは、「ちばコラボ大賞実施要綱」（以下、「要綱」という。）第3条の規定により応募のあった事例のうち、賛同パートナーが、第8条の規定により決定された事例を表彰する行為をいう。

(賛同パートナー)

第4条 この要項において賛同パートナーとは、ちばコラボ大賞の趣旨に賛同し、以下の要件にすべて該当するNPO（市民活動団体）、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業等のことをいう。

- (1) 福祉や環境、子育て、まちづくり等さまざまな分野で、地域の課題解決など社会貢献活動に取り組んでいること。
- (2) 県内のNPO（市民活動団体）、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業等の活動を支援していること。

(募集期間)

第5条 賛同パートナーの募集期間は、県民生活課が別に定める。

(賛同パートナーの申込)

第6条 賛同パートナーの申込を行う者は、様式1「ちばコラボ大賞特別賞賛同パートナー申込書」（以下「申込書」という。）を県民生活課に提出するものとする。

- 2 申込書は、千葉県NPO・ボランティア情報ネットからダウンロードし、記入のうえ、県民生活課までメールにて申し込むものとする。

(賛同パートナーの決定)

第7条 県民生活課は、前条の規定による申込があったときは、次項に規定する

基準に基づき選考し、その結果を様式2「ちばコラボ大賞特別賞賛同パートナー可否決定通知書」により申込書を提出した者へ通知する。

2 県民生活課は、前条の規定による申込書に記載の内容が、次の各号のいずれかに該当しないか、及び第4条に定める要件にすべて該当するか審査する。

- (1) 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの
- (4) 政治性、宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張を訴求するもの
- (6) その他、県民生活課が不相当と判断するもの

3 県民生活課は、審査後、賛同パートナーとして適当ではないと判断される事由が生じたときは、第1項の決定を取り消すことができる。

(特別賞受賞事例の決定)

第8条 賛同パートナーは、要綱第4条の規定により第2次審査の対象として選考された事例の中から、要綱第5条の審査基準を基に県民生活課との協議の上で定める基準により、特別賞の候補事例を選考する。

2 賛同パートナーは、選考した候補事例を様式3「ちばコラボ大賞特別賞審査結果報告書」により、県民生活課に報告をする。

3 賛同パートナーの特別賞受賞事例は、第1項により選考された候補事例から、県民生活課及び賛同パートナーの協議を経て決定する。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、賛同パートナーが賞状を授与して行う。

(その他)

第10条 この要項に定めのない点については、賛同パートナーと県民生活課が協議の上、決定する。

附 則

この要項は、令和7年8月5日から施行する。